地方消費者行政強化交付金交付要綱 新旧対照表

(変更)	(現行)
地方消費者行政強化交付金交付要綱	地方消費者行政強化交付金交付要綱
平成 30 年 3 月 28 日消教地第 73 号 改正 平成 30 年 5 月 31 日消教地第 236 号 改正 平成 31 年 2 月 28 日消教地第 148 号 改正 令和元年 8 月 29 日消地協第 38 号 改正 令和 2 年 3 月 27 日消地協第 58 号 改正 令和 2 年 6 月 12 日消地協第 143 号 改正 令和 3 年 3 月 26 日消地協第 44 号 改正 令和 4 年 3 月 22 日消地協第 44 号 改正 令和 4 年 12 月 12 日消地協第 290 号 改正 令和 5 年 3 月 28 日消地協第 50 号	平成30年3月28日消教地第73号 改正 平成30年5月31日消教地第236号 改正 平成31年2月28日消教地第82号 改正 平成31年3月28日消教地第148号 改正 令和元年8月29日消地協第38号 改正 令和2年3月27日消地協第58号 改正 令和2年6月12日消地協第143号 改正 令和3年3月26日消地協第44号 改正 令和4年3月22日消地協第44号
第1~第3 (略) (交付対象経費、流用の禁止) 第4 交付金は、都道府県が行う交付金の管理、支出等に係る事業(以下「交付金事業」という。)に必要な経費を交付の対象とし、強化事業と推進事業に係る交付金は相互に流用してはならない。 2 交付対象経費の区分、対象経費及び交付率は別表のとおりとする。なお、別表中「【地方消費者行政強化事業】3. 霊感商法を含めた悪質商法対策事業」については、予算の範囲内で別途消費者庁長官が定める額とする。	第1~第3 (略) (交付対象経費、流用の禁止) 第4 交付金は、都道府県が行う交付金の管理、支出等に係る事業(以下「交付金事業」という。)に必要な経費を交付の対象とし、強化事業と推進事業に係る交付金は相互に流用してはならない。 2 交付対象経費の区分、対象経費及び交付率は別表のとおりとする。なお、別表中「【地方消費者行政強化事業】3. 霊感商法を含めた悪質商法対策事業」の交付率は定額とし、予算の範囲内で別途消費者庁長官が定める額とする。

(交付額の算定方法)

第5 交付金の交付額は、都道府県知事からの申請内容(都道府県及び管内市町村等において予定する事業の内容及び支出予定額)を踏まえ、予算額の範囲内で強化事業及び推進事業の実施のために必要とする経費について決定する。

なお、都道府県毎の総額の限度額(強化事業を除く。)については、以下に 掲げる(i)、(ii) 及び(iii) により算定された合計額(ただし、千円未満 は切り捨てるものとする。)とする。

ただし、上記の限度額より申請額が少なく余剰が生じた場合等には、都道 府県の交付金等の活用状況を踏まえ、予算の範囲内で限度額を変更すること ができる。

強化事業の留保額については、消費者庁長官が別に定めるものとし、予算額よりも各都道府県知事から申請を受けた事業の実施に必要な経費の合計額が多い場合は、各事業の実施に必要な経費について、予算額を事業の実施に必要な経費の合計額で除した割合により按分した額を交付するものとする。

- (i) 定額分 「地方消費者行政強化作戦 2020」(令和 2 年 4 月 1 日付け消地協 第 82 号。以下「強化作戦 2020」という。)の達成状況に応じ以 下の①、②の合計額を配分する。
 - ① 消費生活センター設置都道府県人口カバー率

90%以上

90%未満

② 消費生活相談員配置都道府県人口カバー率

90%以上

90%未満

(注1)「消費生活センター設置都道府県人口カバー率」とは、各都道府県において、消費生活センター設置済市町村等の管内人口の合計を当該都道府県の管内人口で除したもの。

(注2)「消費生活相談員配置都道府県人口カバー率」とは、各都道府県におい

(交付額の算定方法)

第5 交付金の交付額は、都道府県知事からの申請内容(都道府県及び管内市町村等において予定する事業の内容及び支出予定額)を踏まえ、予算額の範囲内で強化事業及び推進事業の実施のために必要とする経費について決定する。

なお、都道府県毎の総額の限度額(強化事業を除く。)については、以下に 掲げる(i)、(ii) 及び(iii) により算定された合計額(ただし、千円未満 は切り捨てるものとする。)とする。

ただし、上記の限度額より申請額が少なく余剰が生じた場合等には、都道 府県の交付金等の活用状況を踏まえ、予算の範囲内で限度額を変更すること ができる。

強化事業の留保額については、消費者庁長官が別に定めるものとし、予算額よりも各都道府県知事から申請を受けた事業の実施に必要な経費の合計額が多い場合は、各事業の実施に必要な経費について、予算額を事業の実施に必要な経費の合計額で除した割合により按分した額を交付するものとする。

- (i) 定額分 「地方消費者行政強化作戦 2020」(令和2年4月1日付け消地協 第82号。以下「強化作戦 2020」という。)の達成状況に応じ以 下の①、②の合計額を配分する。
 - ① 消費生活センター設置都道府県人口カバー率

90%以上

90%未満

② 消費生活相談員配置都道府県人口カバー率

90%以上

90%未満

(注1)「消費生活センター設置都道府県人口カバー率」とは、各都道府県において、消費生活センター設置済市町村等の管内人口の合計を当該都道府県の管内人口で除したもの。

(注2)「消費生活相談員配置都道府県人口カバー率」とは、各都道府県におい

て、消費生活相談員配置済市町村等の管内人口の合計を当該都道府県の管内 人口で除したもの。

- (注3) 強化作戦 2020 の達成状況は、原則、交付額を決定する年の状況を都道府 県に確認するものとし、確認できない場合は直近の「地方消費者行政の現況 調査」(以下「現況調査」という。)で判断するものとする。
- (ii) 底上げ分 財政力指数が以下の①、②の都道府県にそれぞれ定額を配分する。

①0.3以上0.4未満

200 万円

②0.3 未満

400 万円

(注4) 上記の「財政力指数」とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。

都道府県 i の人口× α_i × β_i × γ_i

(iii) 変動分 X円 X

 Σ (都道府県 j の人口× α_j × β_j × γ_j)

X 円:消費者庁長官が別に定める額- (上記 (i) + (ii)) -消費者庁長官が別

に定める強化事業の留保額

都道府県 i: 当該都道府県 都道府県 j: 各都道府県

α i: 都道府県 i 及び都道府県 i 管内市町村等の消費生活相談員の平均報酬額の引き上げに係る乗率。都道府県 i 及び都道府県 i 管内市町村等の消費生活相談員の平均報酬額の増減により、表 1 に該当する値とする。

表1:消費生活相談員の処遇改善の取組

て、消費生活相談員配置済市町村等の管内人口の合計を当該都道府県の管内 人口で除したもの。

- (注3)強化作戦2020の達成状況は、原則、交付額を決定する年の状況を都道府 県に確認するものとし、確認できない場合は直近の「地方消費者行政の現況 調査」(以下「現況調査」という。)で判断するものとする。
- (ii) 底上げ分 財政力指数が以下の①、②の都道府県にそれぞれ定額を配分する。

①0.3以上0.4未満

200 万円

②0.3 未満

400 万円

(注4) 上記の「財政力指数」とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。

都道府県iの人口× α_i × β_i × γ_i

(iii) 変動分 X円 X

 Σ (都道府県 j の人口× α_j × β_j × γ_j)

X円:消費者庁長官が別に定める額-(上記(i)+(ii))-消費者庁長官が別

に定める強化事業の留保額

都道府県 i: 当該都道府県

都道府県 j:各都道府県

α i: 都道府県 i 及び都道府県 i 管内市町村等の消費生活相談員の平均報酬額の引き上げに係る乗率。都道府県 i 及び都道府県 i 管内市町村等の消費生活相談員の平均報酬額の増減により、表 1 に該当する値とする。

表1:消費生活相談員の処遇改善の取組

	平均報酬額	乗率
		$lpha_{\mathrm{i}}$
A	前年比減	0.9
В	前年比同	1.0
С	前年比増	1. 1

(注5) 平均報酬額は直近の現況調査で判断する。

 β i: 都道府県iにおける地方消費者行政強化交付金等を活用した事業の効果に係る乗率。下記により算出される、指標アーウに基づく評価点の合計により表2に該当する値とする。

表2:事業の効果

	評価点合計	乗率 β _i
A	3	1.09
В	2	1.06
С	1	1.03
D	0	1.00

指標ア 相談員資格保有率

各都道府県及び管内市町村等における、相談員資格を保有している相談員数を管内の全相談員数で除したもの(以下「相談員資格保有率」という。)。そのうち、相談員資格保有率が直近で75%に達した都道府県(①)が本指標において評価点1を得るものとする。なお、①が10都道府県に満たない場合は、①を除き、相談員資格保有率の大きい順に並べる。この序列における上位から順に、①と合計し10都道府県となるまで本指標において評価点1を得るものとする。

指標イ 相談員研修参加率

	平均報酬額	乗率
		lpha i
A	前年比減	0. 9
В	前年比同	1.0
С	前年比増	1. 1

(注5) 平均報酬額は直近の現況調査で判断する。

βi: 都道府県iにおける地方消費者行政強化交付金等を活用した事業の効果に係る乗率。下記により算出される、指標ア~ウに基づく評価点の合計により表2に該当する値とする。

表2:事業の効果

	評価点合計	乗率 β _i
A	3	1.09
В	2	1.06
С	1	1. 03
D	0	1.00

指標ア 相談員資格保有率

各都道府県及び管内市町村等における、相談員資格を保有している相談員数を管内の全相談員数で除したもの(以下「相談員資格保有率」という。)。そのうち、相談員資格保有率が直近で75%に達した都道府県(①)が本指標において評価点1を得るものとする。なお、①が10都道府県に満たない場合は、①を除き、相談員資格保有率の大きい順に並べる。この序列における上位から順に、①と合計し10都道府県となるまで本指標において評価点1を得るものとする。

指標イ 相談員研修参加率

各都道府県及び管内市町村等における、1回以上消費者行政関係の研修に参加した相談員数を管内の全相談員数で除したもの(以下「相談員研修参加率」という。)。そのうち、相談員研修参加率が直近で100%に達した都道府県(①)が本指標において評価点1を得るものとする。なお、①が10都道府県に満たない場合は、①を除き、相談員資格保有率の大きい順に並べる。この序列における上位から順に、①と合計し10都道府県となるまで本指標において評価点1を得るものとする。

指標ウ 消費者安全確保地域協議会設置カバー率

各都道府県において、消費者安全確保地域協議会設置済市町村等の管内人口の合計を当該都道府県の管内人口で除したもの(以下「消費者安全確保地域協議会設置カバー率」という。)。そのうち、消費者安全確保地域協議会設置カバー率が直近で50%に達した都道府県(①)が本指標において評価点1を得るものとする。なお、①が10都道府県に満たない場合は、①を除き、相談員資格保有率の大きい順に並べる。この序列における上位から順に、①と合計し10都道府県となるまで本指標において評価点1を得るものとする。

- (注6) 指標ア、イは一部事務組合を除く。
- (注7)「相談員資格」とは、消費者安全法(平成21年法律第50号)第10条の 3に規定する消費生活相談員資格試験並びに不当景品類及び不当表示防止 法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する内閣 府令(平成27年内閣府令第17号)第2条に規定する資格を指すものと する。
- (注8) 指標イについては、当該年の新規採用の相談員は除く。
- (注9) 本乗率については、特段の事情がある場合を除き、原則として3年ごとに 見直しを行うものとする。
- (注10) 指標ア、イの乗率については、直近の現況調査で判断するものとする。

各都道府県及び管内市町村等における、1回以上消費者行政関係の研修に参加した相談員数を管内の全相談員数で除したもの(以下「相談員研修参加率」という。)。そのうち、相談員研修参加率が直近で100%に達した都道府県(①)が本指標において評価点1を得るものとする。なお、①が10都道府県に満たない場合は、①を除き、相談員資格保有率の大きい順に並べる。この序列における上位から順に、①と合計し10都道府県となるまで本指標において評価点1を得るものとする。

指標ウ 消費者安全確保地域協議会設置カバー率

各都道府県において、消費者安全確保地域協議会設置済市町村等の管内人口の合計を当該都道府県の管内人口で除したもの(以下「消費者安全確保地域協議会設置カバー率」という。)。そのうち、消費者安全確保地域協議会設置カバー率が直近で50%に達した都道府県(①)が本指標において評価点1を得るものとする。なお、①が10都道府県に満たない場合は、①を除き、相談員資格保有率の大きい順に並べる。この序列における上位から順に、①と合計し10都道府県となるまで本指標において評価点1を得るものとする。

- (注6) 指標ア、イは一部事務組合を除く。
- (注7)「相談員資格」とは、消費者安全法(平成21年法律第50号)第10条の 3に規定する消費生活相談員資格試験並びに不当景品類及び不当表示防止 法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する内閣 府令(平成27年内閣府令第17号)第2条に規定する資格を指すものと する。
- (注8) 指標イについては、当該年の新規採用の相談員は除く。
- (注9) 本乗率については、特段の事情がある場合を除き、原則として3年ごとに 見直しを行うものとする。
- (注10) 指標ア、イの乗率については、直近の現況調査で判断するものとする。

指標ウの乗率については、9月末時点の「消費者安全確保地域協議会設置 状況」で判断するものとする。

γi:自主財源等に係る乗率。次の①及び②のいずれも満たさない都道府県については、0.97とする。

- ① 令和4年度当初予算における自主財源額を平成29年度比3%以上増加
- ② 交付金依存度が15%以下

(注11) 交付金依存度とは、令和4年度当初予算における広義の消費者行政予算 (復興特別会計を除く。) に占める地方消費者行政強化交付金(推進事業)の割合 をいう。

(注12) ①及び②については、直近の現況調査で判断するものとする。

第6~第20 (略)

附則 (平成 31 年 3 月 28 日消教地第 148 号)

この要綱は、改正の日から施行する。ただし、第4第2項は、平成31年4月1日から施行する。

附則(令和元年8月29日消地協第38号)

この要綱は、改正の日から施行する。

附則(令和2年3月27日消地協第58号)

この要綱は、改正の日から施行する。ただし、第4第2項及び第5項(iii) δ i は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和3年3月26日消地協第44号)

この要綱は、改正の日から施行する。ただし、第4第2項及び第5項(iii) γ i は、令和3年4月1日から施行する。

指標ウの乗率については、9月末時点の「消費者安全確保地域協議会設置 状況」で判断するものとする。

γi:自主財源等に係る乗率。次の①及び②のいずれも満たさない都道府県については、0.97とする。

- ③ 令和3年度当初予算における自主財源額を平成29年度比3%以上増加
- ④ 交付金依存度が15%以下

(注11) 交付金依存度とは、令和3年度当初予算における広義の消費者行政予算 (復興特別会計を除く。) に占める地方消費者行政強化交付金(推進事業)の割合 をいう。

(注12) ①及び②については、直近の現況調査で判断するものとする。

第6~第20 (略)

附則(平成 31 年 3 月 28 日消教地第 148 号)

この要綱は、改正の日から施行する。ただし、第4第2項は、平成31年4月1日から施行する。

附則(令和元年8月29日消地協第38号)

この要綱は、改正の日から施行する。

附則(令和2年3月27日消地協第58号)

この要綱は、改正の日から施行する。ただし、第4第2項及び第5項 (iii) δi は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和3年3月26日消地協第44号)

この要綱は、改正の日から施行する。ただし、第4第2項及び第5項(iii) γ i は、令和3年4月1日から施行する。

附則(令和4年3月22日消地協第44号)

この要綱は、改正の日から施行する。ただし、第4第2項及び第5項(iii) γi は、令和4年4月1日から施行する。

附則(令和4年12月12日消地協第290号)

この要綱は、改正の日から施行する。

附則(令和5年3月28日消地協第50号)

この要綱は、改正の日から施行する。ただし、第4第2項及び第5項 (iii) γ i は、令和5年4月1日から施行する。

(別表)

【地方消費者行政強化事業】

		区分	対象経費の例	交付 率
1.重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実	相談体制の維持・充実相談の情報化対応の	①消費生活相談のデジタル対応を行うための体制整備 (右の例に挙げるような国が推進する消費生活相談デジタル・トランスフォーメーション(DX)に資する取組に限る。)	メール、SNS、非対面(オンライン) 等を活用した相談受付の体制整備に係る費用(パソコン、タブレット、周辺機器、広報啓発経費、人件費、指定消費生活相談員及び主任相談員の事業実施に任う報酬の増額分等)、相談情報の分析機能強化に係る費用(チラシ、専門家への謝金、人件費等)、デジタル補助員の設置に係る経費、DX計画の策定・推進に必要な経費(人件費、委託費、謝金等)、広域連携の情報化対応のための経費(パソコン、タブレット、周辺機器、人件費等)	<u>定額</u>
地方消費者	の推進・自治	②相談員の業務のテレ ワーク化に向けた体制 整備	テレワーク導入のための経費(パソコン、タブレット、周辺機器等)、テレワーク浸透のための経費(マニュアル作成費、専門家への謝金等)	1/
行政の充実・強化	自治体連携の促進による	③指定消費生活相談員 及び主任相談員による 相談機能の強化	市町村訪問に係る旅費、指定消費生活相談員及び主任相談員の報酬の増額分	2 又は 1/ 3

附則(令和4年3月22日消地協第44号)

この要綱は、改正の日から施行する。ただし、第4第2項及び第5項(iii) γ i は、令和4年4月1日から施行する。

附則(令和4年12月12日消地協第290号)

この要綱は、改正の日から施行する。

(別表)

【地方消費者行政強化事業】

	区分	•	対象経費の例	交付 率
1. 重要消費	充実 情報化対応の	①消費生活相談の デジタル対応を行 うための体制整備	メール、SNS等を活用した相談受付の実施を 周知するための経費(チラシ、デジタルサイネージ等)、メール、SNS等を活用した相談受 付の体制整備に係る費用(パソコン、タブレット、周辺機器、人件費等)、相談情報の分析機 能強化に係る費用(チラシ、専門家への謝金、 人件費等)、デジタル補助員の設置に係る経費	
者政策に対	推進・自	②相談員の業務の テレワーク化に向 けた体制整備	テレワーク導入のための経費(パソコン、タブレット、周辺機器等)、テレワーク浸透のための経費(マニュアル作成費、専門家への謝金等)	
対応する地	治体連携の	③非対面型来所相 談対応の強化	非対面型来所相談のための経費(モニター、カメラ、ヘッドセット、パソコン、周辺機器等)、非対面型来所相談周知のための経費(チラシ、広告、案内紙作成等)	1/ 2 又は 1/
万消費者	促進に上	④消費生活協力員 等の見守り活動の 支援	消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の情報化のための経費(パソコン、タブレット、周辺機器等)	3
重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化	情報化対応の推進・自治体連携の促進による相談体制の維持・	⑤指定消費生活相 談員及び主任相談 員による相談機能 の強化	市町村訪問に係る旅費、指定消費生活相談員及び主任相談員の報酬の増額分	

	④広域連携の立上げ	コーディネーター業務の委託費、謝金、相談員のパソコン、什器、備品、参考図書等、広域連携の実施を周知するための経費(チラシ、広告等)、広域連携に係る消費生活相談員の派遣に係る旅費(消費生活をソター設置自治体が、周辺自治		⑥広域連携の立上 げ	コーディネーター業務の委託費、謝金、相談員のパソコン、什器、備品、参考図書等、広域連携の実施を周知するための経費(チラシ、広告等)、広域連携に係る消費生活相談員の派遣に係る旅費(消費生活センター設置自治体が、周辺自治体へ相談員を派遣する場合等)
(2)配慮を要	①配慮を要する消費者 (高齢者、障害者、外 国人等) への対応力強 化	体へ相談員を派遣する場合等) 消費生活相談を受けるための体制(自動 翻訳機、テレビ電話通訳、外国語通訳、 手話通訳等)整備に係る費用、配慮を要 する消費者を見守る人へ消費生活相談 窓口を周知するための経費、研修開催経 費、広報・啓発経費、講師謝礼・教材作	守り体制の整備・活管害者、外国人等)配慮を要する	①配慮を要する消費者 (高齢者、障害者、外国人等) への対応力強化	消費生活相談を受けるための体制(自動翻訳機、テレビ電話通訳、外国語通訳、手話通訳等)整備に係る費用、配慮を要する消費者を見守る人へ消費生活相談窓口を周知するための経費、研修開催経費、広報・啓発経費、講師謝礼・教材作成費、実態調査(アンケート)費、消費者教育コーディネーター委託費、人件費
の整備・運用の整備・運用	②消費者安全確保地域 協議会(見守りネット ワーク)の構築・運営 (機能強化)	成費、実態調査(アンケート)費、消費 者教育コーディネーター委託費、人件費 消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)構築・機能強化のための協議 会委員謝礼、研修開催経費、広報・啓発 経費、業務委託費、実態調査(アンケート)費、通話録音装置に係る費用、会場 使用料、消費者安全確保地域協議会(見	守り体制の整備・運用(2)配慮を要する消費者(高齢者、	②消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の構築	消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)構築のための協議会委員謝礼、研修開催経費、広報・啓発経費、業務委託費、実態調査(アンケート)費、通話録音装置に係る費用、会場使用料
79 (3) 消費者教育	①高度な相談対応、相 談員等のメンタルケア 等	守りネットワーク)の情報化のための経費(パソコン、タブレット、周辺機器等) 高度な相談に対応する専門家派遣に必要な経費(新型コロナウイルス感染症に伴う対応等)、研修開催経費、広報・啓発経費、シンポジウム開催経費、講師謝礼・教材作成費、相談対応困難者対応研修、相談員等のメンタルケアに必要な経費	(3) 消費者教育・啓発へ	①新型コロナウイ ルス感染症に伴う <u>対応、</u> 相談員等の メンタルケア等	高度な相談に対応する専門家派遣に必要な経費、研修開催経費、広報・啓発経費、シンポジウム開催経費、講師謝礼・教材作成費、相談対応困難者対応研修、相談員等のメンタルケアに必要な経費
・啓発への取組	②消費者教育の推進	研修開催経費、広報・啓発経費、講師謝 礼・教材作成費、消費者教育コーディネ ーター委託費・費、実態調査(アンケー ト)費	光への取組	②消費者教育の推 進	研修開催経費、広報・啓発経費、講師謝礼・教材作成費、消費者教育コーディネーター委託費・人件費、実態調査(アンケート)費 研修開催経費、広報・啓発経費、マルシェ開催
	③風評被害の払拭のための取組	研修開催経費、広報・啓発経費、マルシェ開催経費、シンポジウム開催経費、講師謝礼・教材作成費		③風評被害の払拭 のための取組 ④食品表示制度の 普及・啓発	経費、シンポジウム開催経費、講師謝礼・教材 作成費 消費者等を対象とした普及・啓発に係る費 用、研修開催経費
	④食品表示制度の普 及·啓発	消費者等を対象とした普及・啓発に係る費用、研修開催経費 研修開催経費、広報・啓発経費、シンポ		⑤適格消費者団体 及び特定適格消費 者団体設立に向け た支援	研修開催経費、広報・啓発経費、シンポジウム 開催経費、電話相談・相談会開催に係る費用
	⑤適格消費者団体及び 特定適格消費者団体設 立に向けた支援	切り用値経質、広報・各発経質、ジンホジウム開催経費、電話相談・相談会開催 に係る費用		/	

	(4) SDGsへの町 カル消費、消費者志向 品ロス削減等)	①エシカル消費の普及・促進 ②消費者志向経営	研修開催経費、広報・啓発経費、シンポジウム開催経費、講師謝礼・教材作成費、実態調査(アンケート)費 研修開催経費、広報・啓発経費、シンポジウム開催経費、講師謝礼・教材作成費、実態調査(アンケート)費			向経営、食品ロス削げ (エシカル消費、消費 (カース)の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	①エシカル消費の 普及・促進 ②消費者志向経営 ③食品ロス削減の	研修開催経費、広報・啓発経費、シンポジウム 開催経費、講師謝礼・教材作成費、実態調査(アンケート)費 研修開催経費、広報・啓発経費、シンポジウム 開催経費、講師謝礼・教材作成費、実態調査(アンケート)費 研修開催経費、広報・啓発経費、シンポジウム 開催経費、講師謝礼・教材作成費、実態調査(ア	
	 	③食品ロス削減の取組	研修開催経費、広報・啓発経費、シンポジウム開催経費、講師謝礼・教材作成費、実態調査(アンケート)費、食品ロス削減推進計画の策定に係る費用、フードバンク団体等への活動支援に係る費用			(の取組) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	取組 ①価格監視・悪質	ンケート)費、食品ロス削減推進計画の策定に係る費用、フードバンク団体等への活動支援に係る費用 事業委託費、人件費、執務参考資料の整備に係る費用、専門家の執務スペースの整備に係る費	
	アンス確保への (5) 法執行	①価格監視・悪質事業者等への対応強化	事業委託費、人件費、執務参考資料の整備に係る費用、専門家の執務スペースの整備に係る費用、職員旅費、業務委託先である外部専門家の旅費、物価の調査に係る費用、物価モニターの活動に係る費用、物価の周知に係る費用			の取組の取組の取組の取組の取組の取組のである。 法執行体制の	事業者等への対応 強化 ②公益通報者保護 制度の推進	用、職員旅費、業務委託先である外部専門家の 旅費、物価の調査に係る費用、物価モニターの 活動に係る費用、物価の周知に係る費用 研修開催経費、シンポジウム開催経費、執務参 考資料の整備に係る費用、講師謝礼・教材作成 費、通報窓口の整備に係る費用、広報・啓発経	
	の取組が見る	②公益通報者保護制度 の推進 以下に掲げる事項に関	研修開催経費、シンポジウム開催経費、 執務参考資料の整備に係る費用、講師謝 礼・教材作成費、通報窓口の整備に係る 費用、広報・啓発経費		2. 国	修への参加 (1) 国が	以下に掲げる事項 に関する消費者ト ラブル・契約トラ ブル防止に係る研	費 研修参加のための旅費・負担金	
2. 国の重要	修への参加 (1) 国が指定	する研修 ①社会のデジタル化の 進展・電子商取引の拡 大への対応 ②配慮を要する消費者	研修参加のための旅費・負担金		重要政策に係る	加マが指定 (2)	修 ①社会のデジタル 化の進展・電子商 取引の拡大への対 応		
重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ事業	(2) 国が指定するテーマでの研修開催	(高齢者、障害者、外 国人等) への相談対応 ③消費者教育・消費者 政策の普及啓発 ④消費者政策に関連す る法改正等への対応	研修開催経費	1/2	国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業)国が指定するテーマでの研修開催	②配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)への相談対応 ③消費者教育・消費者政策の普及啓発 ④消費者政策に関連する法改正等への対応	研修開催経費	1/2

	(1) 消費者被害の防止	①消費者教育の推進・ 周知啓発	研修開催経費、広報・啓発経費、講師謝礼・教材作成費、消費者教育コーディネーター委託費、人件費、実態調査(アンケート)費等、 霊感商法等による消費者被害を防止するための消費者教育、相談窓口等の周知啓発に必要な経費(報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費等)消費者安全確保地域協議会(見守りネッ		3	(1) 消費者被害の防止	①消費者教育の推 進・周知啓発	研修開催経費、広報・啓発経費、講師謝礼・教材作成費、消費者教育コーディネーター委託費、活動費、実態調査(アンケート)費等、霊感商法等による消費者被害を防止するための消費者教育、相談窓口等の周知啓発に必要な経費(報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費等) 消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)構築のための協議会委員謝礼、研修開催経
3. 霊感商法を含める	・早期発見	②消費者安全確保地域 協議会(見守りネット ワーク)の構築、運営 (機能強化)	トワーク)構築のための協議会を員謝 礼、研修開催経費、広報・啓発経費、業 務委託費、人件費、実態調査(アンケート)費、通話録音装置に係る費用、会場 使用料等、 消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の構築、運営(機能強化)に 必要な経費(報償費、旅費、需用費、役 務費、委託料、使用料及び賃借料、備品	定額	・霊感商法を含めた悪質商法対策事業	・早期発見(な	②消費者安全確保 地域協議会(見守 りネットワーク) の構築、運営(機 能強化)	費、広報・啓発経費、業務委託費、活動費、実態調査(アンケート)費、通話録音装置に係る費用、会場使用料等、消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の構築、運営(機能強化)に必要な経費(報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費等)専門相談窓口設置に必要な経費、高度な相談に対応する専門家派遣に必要な経費、専門相談員
霊感商法を含めた悪質商法対策事業	(2) 消費4	①消費生活相談の機能 強化	購入費、報酬、共済費等) 専門相談窓口設置に必要な経費、高度な相談に対応する専門家派遣に必要な経費、専門相談員配置に必要な経費、研修開催経費、講師謝礼・教材作成費等、霊感商法等に対する消費生活相談窓口の	ALIIA	商法対策事業	(2) 消費生活相談等の機能強化	①消費生活相談の 機能強化	配置に必要な経費、研修開催経費、講師謝礼・ 教材作成費等、霊感商法等に対する消費生活相 談窓口の機能の強化に必要な経費(報償費、旅 費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借 料、備品購入費、報酬、共済費等) 事業委託費、活動費、執務参考資料の整備に係
業	消費生活相談等の機能強化	②亜所事業業数 2 のや	機能の強化に必要な経費(報償費、旅費、 需用費、役務費、委託料、使用料及び賃 借料、備品購入費、報酬、共済費等) 事業委託費、人件費、執務参考資料の整 備に係る費用、専門家の執務スペースの 整備に係る費用、職員旅費、業務委託先 である外部専門家の旅費等、			等の機能強化	②悪質事業者等へ の対応強化	る費用、専門家の執務スペースの整備に係る費用、職員旅費、業務委託先である外部専門家の旅費等、 霊感商法等を行う悪質事業者に対する法執行 (行政処分)等に必要な経費(報償費、旅費、 需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、 備品購入費、報酬、共済費等)
	化	②悪質事業者等への対応強化	霊感商法等を行う悪質事業者に対する 法執行(行政処分)等に必要な経費(報 償費、旅費、需用費、役務費、委託料、 使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、 共済費等)		以下、瞬	<u> </u>	•	

定額

(別紙1) 略 (別紙1) 略 (別紙2) (別紙2) 令和 年度強化事業実施計画書 令和 年度強化事業実施計画書 当申請は、令和 年度の事業経費の申請に当たり、実施内容やスケジュール・経費等、 当申請は、令和 年度の事業経費の申請に当たり、実施内容やスケジュール・経費等、 当該事業全体の計画を説明するものである。 当該事業全体の計画を説明するものである。 1. 実施主体 1. 実施主体 自治体名 (都道府県名) 法人番号 自治体名 (都道府県名) 法人番号 担当課・室名 担当課・室名 所在地 所在地 連絡先 電話 連絡先 電話 E-mail E-mail 2. 事業概要 2. 事業概要 事業メニュー※1 事業メニュー※1 事業名 事業名 交付申請額※2 交付申請額※2 事業費※2 事業費※2 (事業費の定額又は1/ 千円 (事業費の定職人でよ) 2若しくは1/3以内の (交付対象事業の 千円 (事業費の定額又は1/ (交付対象事業の 2若しくは1/3以内の 経費) 経費) 額を記入すること) 額を記入すること) 複数のメニューの要素を含む場合は、複数のメニューを選択すること(ただし、事業メニュー ፠ 1 ※1 複数のメニューの要素を含む場合は、複数のメニューを選択すること(ただし交付率が定額 <u>1.~3.をまたぐメニュー、</u>交付率が定額のメニューとそれ以外のメニューの複数選択は不 のメニューとそれ以外のメニューの複数選択は不可) 可) 2. 国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業「(1) 国が指定するテーマの研 2. 国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ事業(1)国が指定するテーマの研 修への参加」は、管内市区町村の内容を取りまとめて作成すること。 修への参加は、管内市区町村の内容を取りまとめて作成すること。 ※2 税込みの金額とすること。 ※2 税込みの金額とすること。 2. 国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業は、交付率1/2 1. (1) ①消費生活相談のデジタル対応を行うための体制整備は、交付率定額 2. 国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ事業は、交付率1/2 3. 霊感商法を含めた悪質商法対策事業は、交付率定額 3. 霊感商法を含めた悪質商法対策事業は、交付率定額 3. 事業内容 3. 事業内容 事業の目的 事業の目的 達成目標 達成目標 施策内容 施策内容 とスケ とスケ ジュール ジュール 事業の 事業の 検証方法 検証方法 「その他」の内容 検証方法 「その他」の内容 4. 事業経費(交付対象となる事業に係る経費) 4. 事業経費 (交付対象となる事業に係る経費) 金額 (千円) 金額(千円) 合計 以下、略 以下、略

(別紙様式1) 略

(別紙様式1) 略

合計

以下、略

合計

以下略

- 事業について(基本				1. 事業について(基)	本事項)		
台体名	(都道府県名)	法人番号		自治体名	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	法人番号	
美メニュー※				事業メニュー※	(11/2/17/1/17)	I PO T II	
名 (数のフェーの西志)	・ と含む場合は、複数のメニュ [、]	. + 1884tul 2 + 1. / L L	************************************	事業名			
施内容				2. 事業內容 実施內容			
				· 夫.肥.的谷			
事業経費 F度の事業に係る支出額	頂(実績)		<u>円</u> 円	3. 事業経費 今年度の事業に係る支出 交付金充当予定額	額(実績)		
- 事業経費 年度の事業に係る支出を 寸金充当予定額 施額内訳	頂(実績)			3. 事業経費 今年度の事業に係る支出 交付金充当予定額	額(実績)		
・ 事業経費 年度の事業に係る支出額 対金充当予定額	預(実績) 豊日・積算内容			3. 事業経費 今年度の事業に係る支出			A 405 (III)
事業経費 F度の事業に係る支出額 f金充当予定額			Ħ	3. 事業経費 今年度の事業に係る支出 交付金充当予定額	額(実績) 費目・積算内容		金額(円)
事業経費 F度の事業に係る支出額 対金充当予定額			Ħ	3. 事業経費 今年度の事業に係る支出 交付金充当予定額			金額(円)
事業経費 F度の事業に係る支出額 f金充当予定額			Ħ	3. 事業経費 今年度の事業に係る支出 交付金充当予定額			金額(円)
事業経費 F度の事業に係る支出額 f金充当予定額			Ħ	3. 事業経費 今年度の事業に係る支出 交付金充当予定額			金額(円)
事業経費 F度の事業に係る支出額 対金充当予定額			Ħ	3. 事業経費 今年度の事業に係る支出 交付金充当予定額			金額(円)
事業経費 年度の事業に係る支出額 対金充当予定額			Ħ	3. 事業経費 今年度の事業に係る支出 交付金充当予定額			金額(円)
- 事業経費 年度の事業に係る支出を 対金充当予定額 毎額内訳			Ħ	3. 事業経費 今年度の事業に係る支出 交付金充当予定額			金額(円)
事業経費 F度の事業に係る支出額 対金充当予定額			Ħ	3. 事業経費 今年度の事業に係る支出 交付金充当予定額			金額(円)